

【論文】

近代自治論の一系譜

— 伝統的自治論を転形させた山口千代松 —

芳井研一

はじめに

維新政権が明治憲法体制の支柱としての地方自治制を整備するために頼ったのは、中小地主層などの地方名望家であった。自治制とはいいながら、実は地方名望家のみによる自治体制が意図されていたのである。もちろん自由民権運動や初期社会主義、大正デモクラシー等における諸活動の中で、一般住民を主人公とする新たな自治の思想と行動が生まれ、取り組まれていった。ただそれらと接点をもちつつも異なる思想的脈絡のなかで、近世の伝統的な自治論の上に立ちつつ、新たな近代的自治の枠組みへと転形させた事例が地域のなかにうもれている。その水脈を探ることは、近代日本における自治の可能性、地域発展の可能性を検討するために不可欠の作業である。

新潟県南魚沼郡は、全国的に見ても近世・近代を通して入会権をめぐるもつとも多くの裁判が争われた地域であったという<sup>1)</sup>。入会権をめぐる地域間の利害が対立したとき、訴訟によってその決着をはかるという歴史のなかで重ねられてきた経験が法的な発想を鍛え、近代の枠組みのなかで自治をとらえ直す特徴的な視点を提供することになった。その事例としてここにとりあげるのは、南魚沼郡において越南新報（魚沼新報）を創刊して地域のオピニオンリーダーとなり、郡会議長や六日町町長として地域自治の指導者となった欠之上村の山口千代松である。入会権騒動のさなかに村政にデビューした千代松は、一貫して村民の視点に立って自治をとらえるなかで、時の権威や権力と対抗し、特色に満ちた町村自治を実践した。その足跡を徹視的にたどるなかで、日本における近代自治論のひとつの系譜を跡づけることが小稿の課題となる。

一 自然村的自治論の固守

1 生い立ち

千代松は山口安三の長男として、一八六四年（元治元）三月五日に南魚沼郡欠之上村で生まれた。祖父は五八といい、千代松がした

ためた「欠之上近世史」によると、一八七五年（明治八）九月に死亡している<sup>28</sup>。五八は、欠之上村・六日町村と君帰村・野田村とにまたがる沢山という入会地の権利をめぐる紛争がこじれて訴訟となった時、新潟裁判所に証拠物を持参した折りに病に倒れて亡くなったという。祖父は、欠之上村の重鎮として入会権をめぐる裁判に奔走していたことがわかる。

この裁判では、同年一月に欠之上村・六日町村側が敗訴している。六日町村はこの時点で控訴を断念したので、欠之上村のみで訴訟を継続することになった。欠之上村の重立は毎月のように費用を支出し、村民は燈火を村にある二つの天満宮に毎月ささげするなど村ぐるみで取り組んだ結果、一八七八年（明治一一）に至って君帰村・野田村の沢山への入会権を否定する判決が出た。千代松はこのとき数え年一五歳であるが、入会権をめぐる事件の経緯は彼自身村への想いをいたす原点になったであろう。

この入会地をめぐる次に禁伐林免訴の問題が起こったとき、千代松は初めて渦中の人となる。彼の村政へのデビューとなった問題の推移を追うことにしよう。一八八七年（明治二〇）に政府は地租改正条例を改正し、禁伐林については地租を免ずることとした。それにしたがって六日町収税部は、さきに入会権問題で訴訟対象となった沢山について、昔から禁伐林だったのでこの際免訴願いを出すようにと通告した。六日町村の佐藤良太郎戸長は、禁伐林に指定されると六日町村にとって不利になるとこれを拒否した。そのため欠之上村は単独で免訴願いを作成して提出した。このとき中俣正吉戸長の命により免訴願いを書いたのが千代松である。一八八八年に入って、免訴の許可が下りた。

この免訴許可を知った六日町村は、対抗措置として沢山の禁伐林解除を県に申請した。欠之上村では村中惣談会を開き、もし大木が伐採されることになると数百年来の慣行を破ることになり、住民生活にも支障をきたすとして、あくまで反対することになった。この惣談会で、問題の対応を中俣正吉と山口千代松に一任することが決まったという。中俣正吉らは、大木をそのまま残すことは水源の涵養のために必要不可欠であり、数百年来の慣行を破ることは認められないと、県に直接出頭したり書面を提出するなどにより訴えた。結局この問題は二年余の紛糾を経て、六日町村の遠藤利太郎の仲裁により、六日町村が県への禁伐林解除を取り下げ、一八八八年の免訴願いを両村連名で再提出することで決着がついたのであるが、その交渉過程を通じて千代松の行政手腕が欠之上村民に広く認知されるに至った。そのためであろう、決着後両村の関係を密接にするために道路を改良することになったが、同工事の管理を千代松が請け負うことになった<sup>29</sup>。

道路といえ、六日町から欠之上村をへて中魚沼郡に抜ける道路（大島線）の土地買収問題をめぐっても、千代松が重要な役割を果たした。土地収用法が一八八九年（明治二二）七月に施行されたのにもない公用土地買収規則が廃止されたが、この大島線の土地買収については従前の買上規則に沿って地価額で算定した金額が提示された。欠之上村は、土地収用法に基づいて相当額が提示されなければ応じないと、これを拒否した。そこで埴南魚沼郡長等は千代松に対し、予算が足りないし他町村もすでに地価額算定で了承してい

るので欠之上村も是非承諾して欲しいと依頼した。千代松は拒否した。ただしその後、両者の差額分を農作物の補償費として支出することで折り合いが付き、両方の面目を保ったかたちで買収が実現した。調整者としての千代松の面目躍如であった<sup>(4)</sup>。

## 2 赤痢患者隔離問題

千代松の、その後しばらくの間の身の振り方については不明な点が多い。「土樽村役場書記山口千代松」と記された名刺が残っているので、ある時期土樽村に勤務していたようである。また家で農業にいそしんでいた時期もある。

はつきりしているのは、一八九九年（明治三二）前後の時期に上田組合村の村長の任にあつたことである<sup>(5)</sup>。上田組合村とは、一八八九年の市制町村制の施行に伴う町村合併の際に、資力や人口が基準に満たない余川・君婦・欠之上・川窪・美佐島・八幡の六か村が合併を嫌って特例によりつくった組織である。新潟県内では一四の組合村があつたが、日露戦後まで維持されたのは同組合村のみである。

一八九九年八月一二日、川窪村の住民が赤痢を罹つた。山口千代松村長は病人が自宅治療を希望したのでその旨を記した認諾申請書を警察署に出した。千代松自身は伝染病予防法等に沿って対応したつもりであつたが、警察からは隔離病舎に収容するようにとの指示が出された。千代松は警察の方が法律に則っていないとして、村長の職権により自宅治療を許可した。それに対し、翌日には木村定五郎郡長が村長に対して説得にあたり、その次の日には福江虎治郎警察署長が役場に来てあくまで病舎に収容するよう要請した。このとき署長が、要請に応じなければ巡査により強制的に収容すると述べた。村長は暴力を以てするならば暴力を以て防ぐしかないと反論し、翌日郡長に対して憲兵の派遣を請求するに至る。一五日、巡査二名と人夫二名が患者の家に向かつたので、村長は助役と書記を患者宅に派遣すると同時に、郡役所に乗り込んでもし強行するなら村長の職を解いてからに欲しいと談判した。郡長は、医師の診断なしに手続きを進めたことは問題があるとして当日の強制収容を断念したが、結局その翌日に収容した。

しかし郡長はその数日後、病舎は狭隘で粗末であり、患者の収容に適していないとして、病舎を新設するよう命じた。村では、その翌春の予算審議において、警察と郡役所は法律を無視して自治を蹂躪し、さらに村に対して病舎建設まで求めることには断乎応じられないとして、それを拒否した。郡長は、それならとりあえず県費で建て、あとで組合村から徴収するという案を出した。そこで組合村の議員の多くは、郡と妥協するために、現病舎の改修ということと村長に申し入れた。村長は、これまで村の意向を受けて行動してきたのここで郡長の意向に沿って妥協することは出来ないとして辞表を出した。議員は村長退任を郡長に報告し、結局現病舎を修繕することで問題は落着いたのである。その後組合村会は、再び千代松を村長に選任したのだが、これに県は許可を出さなかつたといふ<sup>(6)</sup>。

## 二 南魚沼郡会をめぐる確執

## 1 越南新報の創刊と郡会問題

この赤痢患者收容問題の推移と結末は、千代松にとつて到底納得のいくものではなかった。彼は村長退職後自宅で農業を営みつつも、立憲国下に法律に基づかない処置によつて住民の権利や利益が侵害される事態を放置することは出来ないと思ひ詰めるに至つた。その思いが、この際地元で新聞を刊行しようという構想につながつた。彼は四月にはいると山田弥平を訪ね、新聞発行について相談した。山田はこれに賛成し、九月以降一緒に南魚沼郡の有力者を訪ねて資金協力を仰いだ結果、一か月余で千円以上が集まつた。早速印刷機器を購入し、翌一九〇一年（明治三四）一月一日から越南新報が発刊されるに至つた<sup>77</sup>。毎月十回発行となつていたが、一月は、一日、四日、一日、三日、一六日、一九日、二二日、二五日に刊行されており、発行日はとりあえず定まっていなかつたようである。創刊号の社説は、それまで刊行されている他の新聞が党派感情に左右されていることを批判し、「毅然独立の氣宇を以て現今時世の頹波を挽回し人心の腐敗を医し、風俗の壞乱を矯め以て國家の元氣を養はん」と述べている。さらに論説「本紙発行の趣旨」において強調されたのは、かつては榮えていた越南の地が北越鉄道開通以來「今や變じて辺隅の一小天地と化し」社會の進運に取り残されているという危機感であつた<sup>78</sup>。

創刊直後の越南新報の社説は、最上層の名望家に占められている郡会と、官僚組織の中間代表者たる郡長への徹底した批判に向けられた。一月四日に発行された第二号の社説「大に郡民に警告す」では、南魚沼郡が進めようとして郡会に提出しようとしている二大事業に強く反対した。ひとつは五十沢村二日町と北魚沼郡小出町を結ぶ郡道への支出一万余円、もう一つは郡立農業学校の創立費一万円と毎年必要な維持費三千円を合わせた経費である。いずれも事業そのものの当否というより、支出に対する住民の受益があまりに過小なので、一郡の資力からみると適切な事業ではないとする点にあつた<sup>79</sup>。

この社説に影響されたかは不明であるが、一月七日に開かれた南魚沼郡会では冒頭に郡長不信任案が満場一致で決議された。郡会議員は、郡長が官房を設けて官尊の風を助長したこと、下級郡書記を教育担当者として無謀な教員交替を行ったこと、越南新報がとりあげた農業学校や郡道の新設経費など十項目の理由をあげてその責任を追及した。

一月二二日付の越南新報には「山口生」と記した社説「郡会に対する所見」が掲載された。千代松は、以下のような批判を展開した。第一に、郡会が郡長不信任の理由としてあげた郡書記による無謀な教員の交替については、その批判は郡長というより郡視学に向けられるべきものである。第二に、郡道の新設等の郡事業案は、郡会選出の参事会員と郡長が合議して決定したものであり、それを理由に郡長を不信任とすることは自己矛盾である。第三に、郡長の施政については郡会内に賛成派と反対派がいるが、賛成派が不信任案を提出して全会一致で決議したこと裏には何らかの工作があつたとしか考えられず、まったく理解出来ない行為である。第四に、そ

のような行動に出た郡会議員にそれまでは頼りつつ郡政を進めようとしていた郡長に大きな過失がある。したがって郡長はその責任をとって辞職すべきである、と<sup>100</sup>。

この社説で展開した議論は、読者の多くから喝采を受けたという。そしてこの社説との因果関係はわからないものの、二月二五日には内務大臣が南魚沼郡会の解散命令を出した<sup>101</sup>。木村郡長も三月三〇日付で依願免官となったから、この郡会と郡長をめぐる攻防は創立早々の越南新報が大成果をあげて終結したといえる<sup>102</sup>。

後任には清水中四郎郡長が就任した。かつて自由党に参加して民権の伸張を主張した人で、新潟県庁内で敏腕の間こえ高い人をあえて送り込んだと評された<sup>103</sup>。また解散後の郡会の再選挙は五月一五日に実施されたが、このとき山口千代松も郡会議員に初当選している。六月五日に開かれた臨時郡会では、副議長選挙で千代松に三票が、参事会員選挙では七票が集まった。さらに参事会員の残り二人を決める決選投票では一二票を得て、当選した<sup>104</sup>。新郡会において、すでに千代松を参事会員に当選させるほどの支持者がいたことを示しているよう。

## 2 町村合併問題

新編成の郡会でさっそく議論されたのは、町村合併問題であった。すでに年初の一九〇一年（明治三四）一月七日の郡会に、郡長から二〇か町村の合併区域案が提案されていたというが、その後南北藪神村に浦佐村を加えて一村とするなどの修正が加えられていた。町村長協議会は、その理由を詰問するとともに、村長の多数は今回の合併に反対であること、郡書記が協議会の反対論に対して威嚇したことがなどが伝えられていた<sup>105</sup>。

越南新報の社説は、町村合併そのものに反対してはいなかったが、当局者が関係町村の意志に反して強制的に実施することに強く反対していた<sup>106</sup>。自治体の運営は協同一致で進めなければならず、町村の区域の決定はそのためにこそ最も重要な事柄である。市町村制に規定する町村の資力は運用によって大きく左右されるのであるから、必要に応じて町村組合などを活用することで町村の経営を行っていけばいい、という考えであった。

郡会参事会委員に千代松が加わっていたこともあり、諮問案で提示されている六か村組合村と六日町の合併については郡会も郡長も異論がない案にまとめられていた。各村会は、諮問案に不同意ではないが、従来通りが望ましいとした。それに対し六か村組合村に接する小栗山村は、六日町との合併に不同意ではないが、さらに六か村の組合村を含めた合併を希望した。合併論議はさらに曲折する<sup>107</sup>。

新潟県当局は、この小栗山村の意見を受けて、六日町村の合同相手として小栗山村、大富村西泉田、三和村東泉田・大月と六か村組

合村のすべてを含む大合同案を第二次諮問案として提案した。だが同案に対し、今度は六か村組合の側が絶対反対を主張することになる。八月一八日に開かれた郡会参事会では、その多くが同案を受け入れるべきだと主張したが、千代松は詳細な調査と検討に基づいて第一次案がまとめられたのであるから、それを簡単に修正することは郡民の嘲笑を買うとしてひとり席を蹴って退場したという<sup>100</sup>。

小栗山村は同案に賛成した。六日町は大富村を加えるべきだと主張した。しかしその大富村は合併に反対して、大挙して郡役所に押し寄せた。一方余川村など六か村組合では、第二次諮問案は村民の意志に反したものであるとして、村長・助役・書記が総辞職してしまった。そしてこれを承認した郡参事会に反省を求めると共に、県庁や内務省に陳情を繰り返した。また新潟県自治同盟会が結成され、独自に町村合併反対運動を展開している。自治同盟会の南魚沼支部会には大君田村、神立村・湯沢村・上関村・富貴村・三和村・西五十沢村が加わっており、七月二九日に開かれた会合では、各村から県知事への陳情委員を選出すること、上京委員二名を選出して内務大臣に陳情することが決議された<sup>101</sup>。

これらの陳情の効果もあつたのだろうが、内務大臣は県参事会の第二次諮問案に対し、その再考を求めて同案を却下した。このことを報じた越南新報の社説は、内務省の決定を歓迎し、県参事会による第二次諮問案の強行決定は自由と民権の精神に反し、人民の権利を著しく蹂躪した行為であると糾弾した<sup>102</sup>。越南新報によると、県参事会員はすべて進歩派で強制合併論を主張していたという。この合併問題をめぐって、県会の多数派である進歩派が合併を強く進めようとしていたのに対し、野党側の政友派が反対するという構図が見えてくる。しかし中央政界ではこのとき政友会総裁に伊藤博文が就任していた。政友会は第四次伊藤内閣を引き継いだ第一次桂内閣の与党的役割を果たしていたから、新潟県議会の多数派とは反対の立場に立っていたことになる。一般的には、そのことが内務省の決定に影響を与えたと見ることが出来ない。千代松がこの時期に、彼が自由民権と自治を継承すると見なした政友派との接点を深めることになったことも、その点に基因していると思われる。ただその接点には、微妙なものがある。

一九〇二年（明治三五）六月に開かれた政友会新潟支部大会において、千代松は八月に実施される衆議院議員選挙の南魚沼郡選挙委員の二名のうちの一人に指名された<sup>103</sup>。しかし越南新報の六月二八日付の社説「選挙人に告ぐ」は政友会支持を打ち出してはおらず、むしろ批判的な言説を展開している。町村合併問題をめぐって、政友会支部が合併反対派の先頭に立って運動を進めたように見えるが、実はそれほどではないことは、その当時政友会に加入して目的を達成しようとした中之島村などが逆に合併を余儀なくされたことからわかる。一方余川村組合五か村や大富村ではひとりも政友会に加入しなかったが、合併を強行されなかった。千代松はこの結果について、「政友会の力にあらざりて町村運動の力」であつたと指摘し、政友会があたかも自分たちの力で合併を斥けたように振る舞っていることを強く批判した<sup>104</sup>。

一九〇三年（明治三六）二月に赴任した阿部浩知事は、二年前に実現しなかった積み残し分の町村合併を進めることを指示した。こ

のとき作成された案は「第二次町村配置分合処分案」と呼ばれており、処分を実施するという認識だったことがわかる。この処分案には、当然六日町の大合併案も含まれていた<sup>40</sup>。知事の命を受けた佐柳県参事官が一〇月一二日に南魚沼郡に入り、町村の重立を招集して合併の実施を促した。このことを伝えた越南新報は、わずか中一年をへだてて再び合併問題を提起したのは「軽躁」といわざるを得ないと強く反対した<sup>41</sup>。また、一九〇一年に合併した南魚沼郡中之島村では、村会議員選挙の結果に対して訴願訴訟合戦が起こるなど、この三年間騒動が続いていること、合併の強行は町村自治の発達を阻害することなどに触れ、町村の区域はその生計の程度や業務の状態に基づいて決められるべきで、人民の意向をこそ尊重すべきであることが改めて主張された。

新潟県側は、小栗山村が全面賛成し、六日町も三和村・大富村のすべてを含む合併まで考えているのに対し、旧来の据え置きを主張する側の論理はいずれも「区々たる感情に胚胎したるものにて採用すべき必要を認めず」と突き放した。他方南魚沼郡参事会は、六日町・八幡村・三和村の合併、小栗山村・余川村・君帰村・欠之上村・川窪村・美佐島村の合併、長崎村・旭村・南旭村・三和村雲洞の合併という三つの案をひとくくりにした案をまとめた。一方焦点の六か村組合は、六日町と合併せず独自に進むという案であった。県の方はこれを「姑息の方案」であると切り捨てたが、内務省は郡参事会が反対を唱えたことで同案を強行することは望ましくないと判断し、今回も決定には至らなかった。

その後中俣正吉と山口千代松は、欠之上村議会の議決を携えて内務省に陳情した。内務省からこの件について問われた阿部知事は、欠之上村の資力は薄弱であり、また六か村組合のうちの二か村は実際には合併に賛成しているので、強いて欠之上村の内情に配慮する必要はないと返答している。一九〇四年（明治三七）九月のことである。阿部知事は何度か懸案の町村合併の許可を内務省に申請したというが、すでに二月には日露戦争が始まっており、そのままとなった<sup>42</sup>。

そして日露戦後の一九〇六年（明治三九）二月に、内務省はさきに知事から申請のあった合併処分案を突然認めた<sup>43</sup>。日露戦後経営を円滑に進めるために、待ったなしで実施しなければならないと認識したからであろう。同年四月一日に六日町の大合併が成った。新潟県で最後まで残っていた組合村である六か村組合がここに消滅した。

### 三 町村自治の模索

#### 1 巡査部長侮辱告発事件

越南新報は、一九〇七年（明治四〇）に魚沼新報と名称を変更していたが、その年の一二月一九日から四回にわたり「笞杖 巡査部長山田福次郎」と題する社論を連載した。「立憲治下の警察官吏にあるまじき不都合な奴」で、「人民を苦しめ、神聖であるべき官吏の職を辱しめ」ていると、いくつもの事例を挙げつつ批判した。これは千代松が骨子を伝えて同社の松原記者が執筆した記事であった

という。山田巡査部長は官吏侮辱罪にあたるとして、最初の記事が載った日以降相次いで新潟地方裁判所長岡支部宛に告発状を提出した<sup>207</sup>。

一九〇八年二月一日、新潟地裁長岡支部は官吏侮辱にあたるとして、懲役二年、執行猶予二年の判決を下した。千代松は同月二二日に東京控訴院に控訴したが、四月に控訴院は原判決通りであると決定した。そこでさらに大審院に上告し、今度は執行猶予なしの懲役刑で確定した。この控訴・上告による懲役刑は、千代松には不本意な結果のように見えるが、実は意図したものであった。というのは、当時千代松は魚沼新報社長のほか、南魚沼郡会議長、南魚沼郡蚕糸同業組合長、六日町議会議員等の要職についていた。官吏侮辱の刑が確定すると、それらの公職をすべて辞職することになり、であれば執行猶予の場合の二年間にわたる空白より、二か月間実刑に服した方が公務不在の期間が短期で済むと判断したという<sup>208</sup>。

千代松は七月二六日から二か月間、小千谷の監獄に入監したが、看守からは特別の待遇を受けたという。トレードマークの髭を剃ることは求められず、入浴時間や作業時間にも便宜がはかられたということは、彼の入獄が当時の人々にとってむしろ不当のものであったと考えられたことを背景としているのであろう。実際郡長を含めた南魚沼郡下の住民は、巡査部長の告発と裁判所の判決ではなく、千代松の言論行動の方を支持していた。

入獄の前日には島田南魚沼郡長が歓送の昼食会を開いた。刑期満了で帰宅した際には、大勢が出迎え、村々を通過するたびに煙火が打ち上げられた。料理屋での慰安会は、政派を越えた二〇余人が集まって立錫の余地がないほどの盛会であった。千代松自身「官吏侮辱の入獄は予の為め最も幸福にして又最も愉快のものたり」と回想している<sup>209</sup>。

六日町では町村議員補欠選挙を実施して議員に復活した。また南魚沼郡蚕糸同業組合長にもすぐに復帰し、一月に長野県で開かれた共進会に組合長として出席している。

## 2 自治の模索と実践

千代松が最も関心を寄せていたのは、自分たちが住んでいる地域の発展をどうはかるかであった。そのために自治を根づかせることが必要と考えた。第一に、自治体を含めどのような団体であろうと補助金に頼るような運営はすべきではないとした。第二に、自治体は個性に応じて独自の経営を積極的に行うことで、住民に幸福をもたらすような施策を行わなければならないと考えた。第三に、人材の育成が必要で、そのためには学校教育を充実させなければならないとした。

まず補助金問題である。彼は郡会議員に初登壇して以来、晩年の六日町々会議員としての活動まで、一貫して自治体財政の歳費制限論を主張していた。一九〇四年一月の郡会では、郡民が十中八九必要を感じていないものは補助すべきではないとして、郡教育会補助



金の全廃説をとなえて否決された。染織学校補助費全廃説も否決され、産馬組合補助費も原案の可決となった。ただ農工産物品評会費のみは千代松が提案した削除説の賛成者が一〇人にのぼり、全廃に決した<sup>83</sup>。千代松は越南新報に詳細な郡会傍聴録を掲載した。あわせて社説「補助の弊害を論じて郡会に及ぶ」において、英米の場合独立心が旺盛で補助を求めることはないが、日本ではとかく補助を官に仰ぐ傾向が近年益々盛んになっていることを憂えた。なかにはただ補助そのものを目的とする事業があり、また公共事業の名を借りて私利を肥やそうとする事業さえある。住民がみんな重税に苦しんでいるのに、国会から郡会まで補助金を認めることに汲々としている状況がますます顕著になっている。この弊風をいま変えなければやがて「国家の大患」となってしまうだろう。この際国も県も郡も経費を節減して民力を休養すべきである。郡事業として必要なものは、削減後に改めてきちんと考えるべきである、と切言したのである<sup>84</sup>。

それではどのようにして事業を行うべきか。乞われて南魚沼郡蚕糸同業組合長に就任したときの千代松の活動が、その答えの一端を示しているだろう。一九〇一年に組合長になると、巡回教師の給料の一部を組合に寄付させるなどにより負債の削減をはかる一方で、地域振興のねらいもあつて三国村二居に養蚕伝習所をつくつて技術の向上に資し、また郡内の有力者に援助を求めて桑園を開設した。群馬県下仁田社と交渉して同社に加入することで器械製糸ではなく座繰製糸による効率的な糸の生産をはかった。また魚沼三郡聯合蚕糸品評会を開いた。また県の蚕糸政策に業者側が不満を募らせたので、蚕糸同業組合を解散して、蚕種同業組合を発足させた。これには県が反対して取消を求めたが、法的には有効であるとして一九一〇年に農商務大臣の許可を得た<sup>85</sup>。

その経緯をふまえてのことであろう、良質の蚕種を得るために知恵を絞った。与板町で雪囲いによる蚕種の貯蔵を行っていた三輪振次郎を訪ねて雪囲いの効用を確かめたうえ、豪雪地帯の六日町であるから、巨大冷蔵庫を作つて蚕種の貯蔵用ばかりではなく、料理屋や病院が使えるようにすればいいと、方々に呼びかけて事業化した。しかし貯めた雪が魚野川の洪水で流れてしまうなど、事業が円滑に進まず、負債がたまってしまふ。この窮境を六日町銀行から資金を借りるなどして切り抜けた。新たに繭の貯蔵や料理屋の需要などが増えたので、ついに負債を償却して配当を出すまでになつたといふ<sup>86</sup>。

#### 四 六日町の自治行政

##### 1 六日町長時代

一九〇九年（明治四二）における千代松は、六日町々会を舞台とする活動が目立っていた。町議会は、町財政の多くを占める六日町尋常小学校建築費等の費用をめぐつて紛糾した。二月に開かれた町議会には、建築工事のための仮校舎借館料や教員増員のため、臨時費として一万七二〇〇円余が計上された。千代松は教員の給料を減額すべきであると修正案を出し、町長側と対立した。教員給料は郡

や県が責任を持つていることもあり、町長はそのままの額で通すこととしたが、千代松はこれはあくまで自治権の問題であると食い下がっている<sup>54)</sup>。

町長反対派は、町の教育費としてすでに支出した余川校と大月校の教材用の器械標本が、実際にはまだ届いていないという問題を取りあげて町長を糾弾した。町長は東京の発注先の博標社に出向いたが、夜逃げをして行方不明になっているとその間の事情を説明した<sup>55)</sup>。町会では、千代松などを委員とする調査委員会を設置することになった。調査報告そのものは議事録には含まれていないので詳細は不明であるが、この件には問題があるとする結論がまとめられている。その結論を受けて三月の町議会では同じ大平議員らが理事者の不信任案を提出した。議会内の理事支持派は、学校建築という重大事業を控えているのだから不信任案を議することは町にとって不利なので延期すべきだと主張した。千代松は、だからこそ今不信任案を提出しているのであり、我々は少数派なので提案が通らないことが予想されるが、六千人の町民の代表としての行動であると反論した。採決では、予想されたとおり延期説が七票で過半数を占め、不信任案の扱いは無期延期となったのだが、延期反対派にも五票が投じられており、両派はかなり拮抗していたことがわかる。

この六日町議会における紛糾の結果、町長は石川寛治から山崎良平に替わった。その時助役として千代松が就任した。彼は助役として、六日町尋常小学校の建設工事を担当することになった。千代松は、かつて欠之上村における道路工事の責任者だったこともあり、工事を指揮する才も備えていたようである。責任者として、山本仁太郎とともに書類を作成し、県庁に出頭して許可書を得た。入札から工事完了までを順調にこなし、一九〇九年一月には生徒たちを仮校舎から新校舎へと移転させた<sup>56)</sup>。

なお千代松の助役時代の事績として、町税滞納者の整理があげられる。人物の如何を問わず督促令状を出し、一週間後に不納者に対して財産を差し押さえ、全部処分を実施したという。従来有力者も滞納することがあったが、そのような納税態度は改められた。一方貧困者に差し押さえに出向いて、差し押さえるべき財産がないときはその旨記した調書を作成して滞納処分を停止したので、千代松の方針は彼らにも好評であった<sup>57)</sup>。

千代松は、一九一〇年(明治四三)一月二二日の町議会で六日町長に指名された。山崎町長の辞職が認められ、町長選挙の結果千代松が一二票、渡辺丑之治一票で、千代松が町長に当選したのである<sup>58)</sup>。

町長に就任した千代松がまず取り組んだのは、町税のしくみを変えることであった。町税戸数割賦課法の改正を実施するという年来の考えに着手した。町税戸数割賦課額は、所得や財産に応じて等級を決めて支払額を算出する。その比率は町村によって異なるが、一般に有産者に有利なくみになっていた。千代松は県下の各町村の賦課法を取り寄せ、三〇町村ほどについて比較検討した。その大半はそれまで六日町がとっていた制度と同様であったが、三島郡来迎寺村の場合、高橋九郎という大地主がいて信用組合の活動が有名だったものの、調べてみると意外なことに三〇町村余のうちで最も有産者に軽く無産者に重い賦課法をとっていたという。他方中頸城

郡板倉村は、地租賦課額に沿って等級個数を累進的に決めるといふ方法をとっていた。同じ中頸城郡の津有村では累進等級を所得税にのみ適用する方法をとっていた。これらを参考にして千代松が考えた案は、下級営業者の負担を減ずるなど下層の負担を軽くすることに重きを置いた累進税率に沿った案であった。それを町議会に、参考として板倉村の例を配布しつつ提案した。だが当時の町会議員のほとんどは資産家層であり、町議会ではさすがに採択に至らなかったという<sup>80</sup>。

町税の問題で千代松の面目が発揮された例として、高梨税務署長の町税納税問題事件があげられる。高梨署長は長野県須坂町の出身であり、六日町には単身赴任だったので寄留届を出しておらず、町税を納税していなかった。千代松町長はかまわず徴税令書を送付した。署長は、一戸を構えていないので納税の義務はないと異議を申し立てた。署長の判断は、従来から行政裁判所で採られていた判例に拠っていた。しかし内務省はそのように判断していなかった。そこで千代松町長は町会を招集し、次のように提言した。そもそも一戸を構えているとは、借家とか間借りとかの形式上のことではなく独立の家計を営んでいるかどうかである。町内に住んでいる人が伝染病になったり、不慮の災害にあったときは町費を使って救助することになる。貧しくて町税を払えないのならともかく、一官衛の長であるから進んで町税を払うべきである。高梨署長の異議申立は理由がなく、採用できない、と。町議会では、この町長の提案を議決した。千代松町長はこれを受けて高梨税務署長に議決書を送付し、合わせて一八八三年（明治一六）制定の内務省達寄留手続法に背反しているとして警察署に出頭して彼を告発した。

高梨署長はあわてて北見郡長に告発を取り下げよう依頼した。そこで北見郡長は千代松町長に面会し、告発の撤回を求めた。千代松は、一官衛の長であるにもかかわらず、わずかの町税をのがれようとする心情が許せない、この際懲らしめのため告発の撤回は断ると述べた。しかし郡長は重ねて頭を下げて取り下げを依頼した。結局郡長が高梨署長の町税をすべて収入役に納付することで、告発を取り下げることになった<sup>81</sup>。

千代松町長が第二に取り組んだのは教育事業であった。まず学校施設の整備にとりかかった。一九〇九年には六日町校の第一校舎第一運動場、翌一〇年には第二運動場を整備した。一九一一年には小栗山校と余川校の二校を廃止して欠之上校を設置した。それにより小栗山・余川・美佐島・八幡の児童は六日町校に、君婦・欠之上・川窪の児童は欠之上校に通学させた。欠之上校の校舎は、小栗山校と余川校の平屋教室を使った。余川本校は六日町校に移転させた。同時に大月校を改築した<sup>82</sup>。

次に千代松町長は、教員の異動や給料の増俸などについて、郡長が勝手に決めるのではなく町長の同意を得て行うよう郡長に注文をつけた。教員の給料を実際に支払っているのは町村であるから、その金額は町村の年度予算や教育施設整備に直接関係しているというのがその理由であった。島田郡長は、たしかに名目は国民教育であるので国が責任をもつことになっているが、給料は町村が支払っている、千代松町長のいうように町村長の同意を得て実施するのは当然だと答えた。もし両者の意見が合わないときにも、町長の意に反

して決定することはないと伝えたという<sup>48)</sup>。

第三に千代松町長は、住民生活の向上と町経済の振興策を真剣に考え、当面やれることを実施した。六日町の中心部の雁木通りには窪みがあつて、夜間には提灯を持たないと歩けないとの不平が出ていた。千代松は、このことは郡役所の所在地として恥ずべきことであり、是非早急に修繕すべきであると提言した。

また町の中心街で洗濯物を目立つところにかけて乾燥させる習慣があつた。千代松は、このような悪習により町の品位が落ちているので、街路に面したところには洗濯物をかけないようながす論告を出した<sup>49)</sup>。

他方町の事業として常設の家畜市場を開設したいと情熱を燃やした。島田郡長と夜行列車で上京した折りに三河島常設家畜市場を訪問し、このような施設を町営により設置することは最も望ましいと考えた。そこで帰町後に今成順平の協力を得て着々調査を進めた。

その結果、常設市場ではなく定期市場とすること、開催日の前後各一〇日間は区域内で家畜の売買を禁止するなど六日町に足を運ばなければ家畜の売買が出来ないようなしくみをつくることにより、町営定期市場を運営できるだろうとの見通しをつけた。うまくいけば町財政にも貢献できるので、勇んで町会を招集してこれを提案した。しかし議員側の対応は冷淡で、千代松の説明を信用せず、これまで家畜市場がなくても別に不便はなかつたのだから、新たな施設を作る必要はない、町のためには定期市場は作らない方がいいとの考えが大勢を占め、提案は否決された<sup>49)</sup>。

このように千代松の町政は、戸数割賦課額の修正や町営家畜市場新設などについては町議会の賛成を得られず実施に移せなかつたものの、教育を含む住民生活の向上を基軸とした諸施策の実施に向けて積極的に取り組んだことがわかる。

## 2 千代松の「自治論」

千代松は一九二一年（大正一〇）一二月に「自治論」と題する、自治に関する持論を展開した著述を執筆した<sup>49)</sup>。その「凡例」には「本書は有志の乞いにより自治に関する講習講話をなしたる要領を記し、自治研究者の参考資料に供せんか為め輯録せしものにして学課の研究よりは実務を主とし成るべく実際に適せしめんことを期したるものなり」と記されている。南魚沼郡で起こった事実をもとに自らの体験に根ざした実際の考察であるという。千代松の唯一まとまった著述であるので、以下に若干詳しく紹介しよう。

まず第一章で「国体」について論じている。「凡そ自治を論ぜんとせば先ず第一に日本の国体を明にせざるべからず」と述べ、諸外国に比較した日本の統治の特徴的な点を、古来の慣習をあくまで尊重して国家を維持していることにあるとする。千代松は「我が帝国は全国を以て一家内と看做し臣民は悉く其の家族と看做して諸般に互り慈愛的徳義的公共心を以て一家を治むるが如く仁慈を以て国を治むるもの」であるとする家族国家観を展開するが、その主眼は、だからこそ最も必要なのは「老幼を扶助し不幸者を憐れみ強者は弱

者を救ひ富者は貧者を恵むこと猶一家内に於ける家族に対する関係の如くなすべきこと古来の希望にして此の希望を慣習として実現せしめつつあるもの」であるとし、弱者救済こそが主眼であることを強調した。

次に第二章では「自治」を論ずる。自治は、「自発的意味を最も必要な元素とせざるべからず」とするが、何のための自発性かが問われる。ここでも古来の「貧民の救済及び鰥寡孤独の恤救不幸者の救助に関する慣習」が最も重要であるとし、「極するところ犠牲的精神を以て弱者を助くることを第一とし、従て社会政策に重きを置くべきこと凡ての施設経営につき此の意味を必要条件としてなさざるべからず。即ち下層人民救済の意味は凡ての施設経営に就て最も注意を払ふべきもの」であると述べた。

さらに第三章の「町村と国家との関係」では、市町村は国家の末葉であるが、ちようど国体の特徴が「強は弱を扶け富者は貧者を救ふの精神」にあるように、「貧弱の市町村は富強の市町村に於て救助せざるべからざる道理」になるとする。それらを保障するのが租税の体系である。「租税は富の割合に比例して徴収し、事業は国民多数の福利安寧を目的として執行するものとなれば、事實は即ち強者は弱者を扶け富者は貧者を救ふこと」なる。そのように政策的に配慮すれば、「市町村内に於ける各部落の貧富を対照するときは貧弱なる部落もあり又富裕なる部落もありて其の負担せる金額と経費とを対照せんが甚しき差異ありて、一見甚はだ不平等の觀ありと雖も是国体より来れる団体の性質として当然の事」と見ることが出来る。なお国家と市町村との関係で自治發達のために最大の障害になっているのは郡役所で、「往々上下の間即ち中央政府と市町村との間に於ける意志の疎通を妨げ自治の發達を阻害すること」がある。その原因として、郡長の大部分が小学校の教員や警察界の出身で、法規の解釈等を満足に行えないところにあるとする。

それでは町村はどのように経営されるべきか。第四章「町村の経営」では、町村全体の利害得失を考究して運営するための第一の要諦を「成るべく内容迄も町村民全体に知悉せしむる」ところに置いている。従来町村民の多くは、町村の財政状態をはじめ施設経営の具体的内容を知らないのが疑心暗鬼となる。それが多数町村民の利益となり便利となる事業であることが理解できれば、感情的な反発は消えて賛否を決することが出来るようになる。そのためには町村会の議事を傍聴できるようにすべきである。そのことを通して、住民は代議制度の趣旨を理解するようになるだろうし、町村の理事者による秘密主義や「少数者と結託して多数を圧せんとする悪意」の疑いもなくなるだろう。

第二の要諦は、町村の経営にあたっては「常に社会政策の意味を忘却」しないようにすることである。町村民の多数は中産以下の人々で、彼らが町村を代表する原素である。したがって彼らの意志を町村の意志として尊重すべきである。「中産以下の者の利益を保護するは町村経営上当然の義務」である。中産以下の人々は「如何なる有益の事業たりとも容易に自力を以て遂行すること能はず、之れをなさんとせば共同の力によるか否らずんば他の援助を受けて始めて遂行すべきもの」であるので、そのための事業に出来る限り取り組むべきである。

また戸数割の賦課法を制定する場合、累進率を採用して県税のように大部分を下級納税者が負担するようなくみを除外すべきである。「成るべく金のある即ち生活費を支弁して余裕のあるものに対して多く出金せしめ、細民の負担は出来得る限り軽減せんことを望む」べきである。ただこれには富者が強く反対し、なかなか実現しにくい。そこで町村の財源を別の所に求めるといふ方策がある。電気事業や水道事業は、公共の性質を持ち、世の進歩、町村の発展と共に事業が拡大し、収入も増加する。これらは町村の財源として適当であるばかりでなく町村発展のために最も必要なものなので、これらの事業を町村営として計画することが最も適当である。それが小規模の町村で無理なら、より小規模の事業、すなわち屠畜場や家畜市場、牛馬の牧場、瓦斯事業、火葬場など町村の状態と財政の都合によって適切なものを選択して経営することが町村経営上最も重要な責務である。なお道路改修などは一見生産的事業のように見えるが、交通の便を図るものであり「無形の財源政策」ということができる。

このように自治とはその枠組みを整えることではなく、地域の住民生活を充実させるためのものであり、それ故あくまで住民の意志に基づいた運営がなされねばならなかった。第五章「結論」において強調されているのは、「自治は町村住民多数の意見を満足せしむべきものにして即ち輿論政治」であるとする点である。理事者は多くの場合名望家の出であるが、「下層の住民は殆んど自由の意志を表示し得ざるの状況」にあるので、問題に即して「住民各個に対する利害得失の関係を考究したる上決すべきもの」であるとする。一方住民多数の意見であっても、住民に自治の訓練がない場合は「徒らに付和雷同」の政治となる、と留保を付している。

道路や水路の急破を修繕したり、町村税を徴税するなどの町村に必要不可欠の事業を民意に添って淡々と進めるのが町村の役割であり、その方向性がきちんとしめられているかどうかはひとえに住民の町村自治への関心の度合いと訓練の如何による、というのが千代松の考えであった。

## 五 自治論の展開

### 1 六日町議会の白眉

千代松は六日町長を退いてからは、もう相当の年齢に達していたことでもあり、いったん公職から退いた。ちょうど一九一九年（大正八）一月に、三国村大字浅貝字赤湯の鉱泉を譲り受け、知事の認可を受けた上で鉱泉浴場を開いたので、その経営に尽力することになった<sup>100</sup>。

ただ一九二〇年代には再び六日町会議員として、ご意見番的な立場で多くの発言を残している。とくに一九二五年（大正一四）の町議会における予算審議は、さながら千代松効果もあって、まれにみる実質的な議論が展開される場となった<sup>101</sup>。

第一は、六日町と坂戸地区をさむ魚野川の架橋問題である。両村は一八八九年に合併したが、それ以来両地域を結ぶ坂戸橋の架設

が懸案となっていた。二月八日に開かれた町議会で、渡船によって連絡している両地区の不便と危険を解消するために、大島議員から架設を建議したいとの説明があった。千代松は立つて、戸数の多少や人物の有無に左右されて架設が延び延びになつてるのは全町の円満のために不都合である、直接利害関係のある六日町側の議員の賛成が少ないのは遺憾であり、速やかに予算を計上すべきであると発言して、この建議に賛成した。

目黒議員によると、架橋が延びているのは千代松のいうような事情ではないという。一九一五年に開かれた町議会で坂戸と泉田の二橋を架橋することを決議したが、次の小倉町長時代に一橋一渡船案に改正され、その際大字六日町の議員は二橋説を主張したのに対し、他の議員が反対して渡船案が決議されたからであると説明した。この点については千代松の方に誤解があったようであるが、結局建議は全員一致で可決された。この建議を受けて、翌二月一二日に二年間の継続事業として四千円を支出して坂戸橋を完成するという案が提出され、認められた。

第二に、六日町停車場から学校通りまでの道路を新設すべきであると、千代松から建議が出された。彼は、この道路を市区改正の第一着手とし、「町通り」と同様の街路（幅員六間）を新設して新市街を作るべきであると提案した。この建議には、町長と大多数の町議が賛意を表し、賛成多数で可決された。ただ席上、多額の費用の調達方法や県道川東線への取付位置等検討すべき課題が残っているという意見が出されている。

第三は、土木費中の町道維持費である。小倉議員は、修繕を必要とすべき道路は多くあるので一五〇円を三〇〇円に増額すべきだと修正提案を提出した。千代松は道路法を持ち出し、町道の甲号線のみ修繕ではなく、破損が目立つ乙号線も順次修繕する必要があるとして、小倉の修正案に賛成した。この発言を受けて決をとり、第一読会では過半数の賛成で三〇〇円に増額することになった。なお三読会で千代松はさらに三〇〇円を八〇〇円に増額する修正案を出し、それに四人が賛意を表したが、同案はさすがに少数意見として斥けられた。

第四は、雪道の負担金をめぐってであった。雑支出に含まれている雪途開通費は、前々年は各字に一七〇円を補助したが、前年は三〇〇円に増額し、今年はさらに三五〇円とするというのが原案であった。同案は異議なく可決されるのであるが、千代松はさらに、実際にはこの補助金では足らず、各字毎に相当の負担をしているので、本来字が負担しなくていいように町が全額補助すべきであると提言している。

第五は、小学校施設や教育をめぐる問題である。まず学校統一問題をめぐって、町長は小学校の教育方針を貫くためにも一町一校が適切であると述べた。それに対し千代松は、小学校令第一条に「生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とす」とあり、町と村で生活状態が異なる以上教育方針を区別する必要があるのではないかと質問した。町長は、それらをも配慮して実際に教育すること

になる、と答えている。

教員問題も遡上にのぼった。千代松は教員給料の削減を求めた。小学校に専任校長を置く必要がないのではないかと、給料の安い代用教員でも優秀な人がいるのではないかと迫った。町長は校長という管理者が必要であり、また今でも六日町の教員俸給は郡内で一番低い平均額であるので原案の俸給額は適切であると答えた。

二読会で千代松は、再び専任校長不要論など人件費削減論を主張したが、結局目黒議員の修正提案である、教員数二三人、平均月俸五八円という案が多数案として可決された。

実業補習学校についても議論された。前年に新設された実業補習学校を各区単位の九か所に分置して再開するという提案に対し、千代松はわずか一年で変更することはどのような利害得失に基づくのかと質問した。町長は、多数の対象者がいるのに少数者のみが補習教育を受ける結果になっているので、各区の希望を容れて今回の方針を立てたと答えた。これについては他の議員から九か所を運営するのは困難ではないかとの意見も出たが、十分見込みがあるとの返答であった。千代松はなお、学力とか年齢に相当違いがある生徒を一か所に集めて夜間勉強させるのでは、効果が薄いのではないかと質問したが、十分考慮しているとの反論が示された。

話は図書館の図書雑誌の選択の問題に移り、千代松は、今日の図書雑誌の発行者が売らんがために俗悪で有害な記事を競って広告して発売部数を伸ばしているのは憂慮すべき大問題で、そんな図書雑誌を購入しないよう注意して欲しいと注文した。

千代松は二読会でも補習学校費の削除案を主張した。一般農家としては米作に力を注ぐ必要があるが、今日青年は米作を好まず園芸等の趣味に走る傾向があるので、夜学の開設案ではなく、昼に開講する完全な補習学校を開設する案を出すべきであるとした。一方野上議員は、普通選挙が実施されようとする今日、一般国民の知識向上を図ることは最も急務なので高等小学校に進まない五分の三者に対する補習学校教育は必要であると弁じた。結局戸田議員が提出した、九か所に開くのではなく六日町小学校内にのみ設置するといふ修正案が多数案として可決され、千代松の全面削除案は通らなかった。

小学校の備品費をめぐる攻防もあった。千代松は、町費多端な折から、小学校費のうち需用費備品費の理科実験用具代や体操用具代への支出はあまり効果もないので削除すべきである、青年団の補助費の増額も中流以上の家の青年に利するのみで大多数の下層青年には意味がないので全部削除すべきである、歳入のあてのある町農会にも寄付する必要があると、軒並み反対論をぶった。それぞれについて他の町議から反対論が出て、結局千代松の修正案の支持者は数人にとどまり、いずれも否決された。

この備品費をめぐる攻防のように、千代松の提案は全体として経費削減に重きを置いていたので、町議会では否決されることが多かった。ただそのような反対論を通して、この時の町議会は、町費の歳出の適否をめぐってまれにみる実質的な議論が展開されたことは大いに注目される。



## 2 自治論の継承

このような千代松晩年の議会活動と「自治論」の著述が、新たな自治の担い手である次世代の青年達にバトンタッチされていたという興味深い事実がある。

戦後の一九四七年四月に六日町町長となったのは雲尾東岳で、その後二年間在任している。また一九五六年の合併をはさむ一九五四年二月から一九五九年まで岩野良平が六日町町長であった。これら町政のもとで農会長等を歴任しながらそれを支えた内山徳松は、戦前における千代松と青年たちとの自治研究会における交流について、次のように回想している<sup>48)</sup>。

こうした情勢の時、元町長であった大字欠ノ上出身の山口千代松氏が岩野良平青年を将来六日町町長になる人物と見込み、地方自治法を講義指導することになり、自治研究会と銘打って青年達に呼びかけ勉強会をもった。自治研究会はいまでも三説会より部落にまでその名が知られている。山口千代松氏は町長時代官の誣告罪に問われて投獄の経験もあるが、氏が刑を終え帰町の時、民が火花を打ち揚げ歓迎したという逸話をもつ反骨の人である。「中略」とにかく自治研究会が六日町における革新運動の先駆的役割を果たしてきたことは事実である。岩野、平賀氏らによつて各部落で座談会が開かれ、青年達に町政への啓蒙指導が行われた結果、昭和七年始めて町会議員選挙に小作農民から町議をおくることになった。

千代松の「自治論」は、住民自身が自治の担い手として自覚的に活動する状況が生まれることを希求していたが、その担い手として期待されたのが一九二〇年代から三〇年代の六日町に登場した青年達であった。彼らは名望家中心の六日町議会に対して、当初は町会議員の千代松を介して、次いで自らの代表を送つて自分たちの見解を反映させようとした。

同じく自治研究会の会員として千代松の薫陶を受けた平賀鍊二は、以下のように記している<sup>49)</sup>。

自治研などと云つても吾々には初め町会には何の窓口も無かった。町会内のことは欠之上の山口千代松氏から色々教えていただいた。山口氏と吾々は親と孫位の年齢の開きがあつて、氏は長老であつたが、実に気の置けない方であつた。若造の吾々を親切に友達のようにあつかうのであつた。私共は親愛をこめて陰では山口老と呼んだ。

山口老は町長を辞された後も、欠之上から町議として出てこられ町会にのぞまれた。硬骨な言論を吐かれるためか、町会議場では殆んど町議に反対され乍ら、これを物ともせず独り滔々として気骨溢れる主張をつづけ、孤軍奮闘された。

自治研の念願する点を議会で述べていただいた事もあつた。嫌な顔もされず町政について色々説明された。幼稚ながら吾々の旧体制に反対する気持ちを可愛がつて居られたのかも知れぬ。

## おわりに

一九三六年の六日町議選では、自治研究会等は旧来の名望家的議員に対抗して四人の候補者を推して運動した。その結果七月の町議会に、自治研系の新人議員として岩野良平・雲尾東岳・川上軍一郎・後藤市太郎の四人が登壇した<sup>60</sup>。彼らは総力戦体制下の町政が行き詰まると、当時長岡市の助役の任にあった今成幸一を町長に迎え、厚生事業を中心とした改革を進めることになる。また一九四六年一二月の町議会に六日町国土復興計画委員会をつくるよう建議するなど、戦後の六日町政の主導権を握った。

であれば、近世的自治を近代のそれに転形した千代松の自治論は、さらに戦後自治論への展望をさえ萌芽的に内包していたことになる。ふりかえれば千代松の郡政と郡会批判の焦点のひとつは、財政規模に見合った自治的な支出のあり方を考えることであった。町村合併そのものに反対するというのではないが、合併によって近世期から継承されている入会権等を核とした村の自治的紐帯が断たれてしまうことへの強い批判意識が、彼の越南新報による言論活動を支えた。国体そのものに疑念を差し挟むことはないが、その自治論の立論の根柢は、貧民の救済、弱小村の立て直し、住民生活の向上等を自治体が行いうる限りにおいてあくまで追求し続けることに置かれていた。その末端組織としての町村運営を支えるのは、住民自身による住民自治の実現への強い意志以外のものではなかった。このような自治をめぐる論点は、今日においてなお追求されるべき課題となっているともいえる。であれば千代松がかつて実践し模索し続けた地域の自治をめぐる視野の広がりや深さから汲みとることは多い。

## 注

- (1) 新潟県南魚沼郡は、藩政期には「山林原野に就て村と村との間に於ける訴訟及び紛擾甚だ多く…訴訟行為をなさざりし村とては一村も之れな」かったという。また明治期においても「村と村の間に於ける山林原野に関する訴訟甚だ多く実に日本帝国中南魚沼郡を以て山林原野に関する訴訟の多きは第一位を占むるものなりと吾輩之れを東京の或る弁護士に聞」いたという（「越南新報」一九〇三年一〇月二日付の社説「再び町村合併について」）。
- (2) 山口千代松手記「欠之上近世史」（資料は以下すべて毛筆で記されたもの。「内の表題は原資料にないもので、同資料を整理する際に内容に即してつけられた表題である。以下山口家資料については同様である。「欠之上近世史」の記述は一九三二年まで及んでおり、千代松最晩年の執筆であることがわかる。「山口弘家所蔵文書」所収、以下「山口家」と略記。）
- (3) 山口、同上「欠之上近世史」。
- (4) 山口千代松手記「赤痢患者収容問題」（明治三二年〜、「山口家」）。
- (5) 山口、同上「赤痢患者収容問題」。

- (6) 山口、同上「赤痢患者收容問題」。
- (7) 山口千代松手記「越南新報及蚕糸業組合等」(明治三十三年)、「山口家」。
- (8) 越南新報社「越南新報」第一号、一九〇一年一月一日付(同新聞の編集人は山口千代松、発行兼印刷人は山田弥平)。
- (9) 「越南新報」一九〇一年一月四日付。
- (10) 「越南新報」一九〇一年一月二二日付。
- (11) 「越南新報」一九〇一年三月一日付。
- (12) 「越南新報」一九〇一年四月四日付。
- (13) 「越南新報」一九〇一年五月一六日付。
- (14) 「越南新報」一九〇一年六月七日付。
- (15) 新潟県地方課「明治二十一年 郡長意見並戸長惣代答申書類 南魚」(新潟県立文書館所蔵) 四月二二日付。
- (16) 「越南新報」一九〇一年四月一日、五月七日付。
- (17) 新潟県総務部地方課編『新潟県市町村合併誌』上巻(一九六二年) 八二七—八二八頁。
- (18) 「越南新報」一九〇一年八月二二日付。
- (19) 「越南新報」一九〇一年八月七日付。
- (20) 「越南新報」一九〇一年九月二二日付。
- (21) 「越南新報」一九〇二年六月一九日付。
- (22) 「越南新報」一九〇二年六月二八日付。
- (23) 前掲『新潟県市町村合併誌』、八一八—八二七頁。
- (24) 「越南新報」一九〇二年一〇月一三日、二三日、二五日付。
- (25) この間尚武会への補助金支出をめぐる、余川村他五か村と南魚沼郡参事会が対立し、県参事会に持ち込まれた経緯については一九〇五年八月一日付の地方課発南魚沼郡長宛「違法議決処分二関スル件」を参照(新潟県地方課「自明治三十七至三十九年市町村制関係書類」所収、新潟県立文書館所蔵)。
- (26) 前掲『新潟県市町村合併誌』、八二七頁。
- (27) 山口千代松手記「官吏侮辱事件始末記」(明治四一年)、「山口家」。
- (28) 山口、同前。

- (29) 山口、同前。
- (30) 「越南新報」一九〇四年三月一九日付。
- (31) 「越南新報」一九〇四年一月一九日付。
- (32) 山口、前掲「越南新報及蚕糸業組合等」。
- (33) 山口千代松手記「学校建築他役場事務他」(明治四十二年)、「山口家」。
- (34) 「明治四十二年二月二十六日 第一回六日町々会議事録」(明治四十二年 六日町々会議事録) 所収。
- (35) 「明治四十二年二月二十六日 第一回六日町々会議事録」、同前。
- (36) 山口手記、前掲「学校建築他役場事務他」。
- (37) 山口手記、同前。
- (38) 「明治四十三年十月二十二日 第八回六日町々会議事録」(明治四十三年 六日町々会議事録) 所収。
- (39) 山口手記「学校建築他役場事務他」、前掲。
- (40) 山口手記「学校建築他役場事務他」、同前。
- (41) 山口手記「学校建築他役場事務他」、同前。
- (42) 山口手記「学校建築他役場事務他」、同前。
- (43) 山口手記「学校建築他役場事務他」、同前。
- (44) 山口手記「学校建築他役場事務他」、同前。
- (45) 山口千代松手記「大正十年十二月 自治論」(「山口家」)。以下すべて同「自治論」による。
- (46) 山口千代松は三國村や二居村に関して、「三國村誌」「三國村県道修繕工事」などいくつかの手記を残している。南魚沼郡蚕糸同業組合長だったときに、三國村二居に養蚕伝習所を設置した(一九〇六年)。
- (47) 以下の六日町議会における山口千代松の発言等については、すべて「大正十四年六日町々会議事録」所収。
- (48) 内山徳松『私の半生記』(上村印刷所、一九八五年)二六一―二七頁。
- (49) 平賀鍊二手記「自治研と私(草稿)」(一九七二年一月二十五日)五八―五九頁。
- (50) 「昭和十一年七月三〇日 六日町々議会議事録」(昭和十一年 町会々議録 六日町役場) 所収。

※なお小稿の執筆にあたって山口弘家所蔵文書を使わせていただいたこと、および山口家の方々に山口千代松にまつわる聞き取りを実施(二〇〇五年八月、二〇〇六年五月)させていただいたことに感謝します。